

保護者 各位

群馬県立高崎工業高等学校長 中村 正典

『奨学のための給付金（国公立）』の申請について

平素、本校の教育活動に御理解、御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、県では、すべての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高校生がいる**低所得世帯**を対象に、授業料以外の教育費負担を軽減する「奨学のための給付金」を給付しています。

以下にある順序に従って、自分が給付対象であるかを確認していただき、もし対象となりそうで給付を希望する場合は、期限までに**オンライン申請**してください。また別紙「奨学のための給付金（国公立）のご案内」も参考にしてください。なお、災害等により収入が激減し、家計が急変した世帯も給付対象世帯としています。 ※「高等学校等就学支援金」とはまったく別の制度なので御注意ください。

1 初めに給付対象となる可能性があるかを確認する

確認方法は、主に以下の3通りのやり方があります。

- (1) 給与等の特別徴収税額通知書で確認する方法
- (2) マイナポータルから確認する方法
- (3) 役場で取得した所得・課税証明書で確認する方法

詳細は群馬県教育委員会のホームページに出ていますので、必ずそちらで確認してください。

※群馬県教育委員会ホームページ制度の案内 <https://www.pref.gunma.jp/site/kyouiku/4650.html>

○あくまでも目安ですので、判定が難しい場合は申請してください。

○高校生等が児童養護施設等に入所し、または里親に養育を委託され、措置費等（見学旅行費又は特別育成費）の支弁対象となっている場合は対象ではありませんのでご注意ください。

2 「ぐんま学び支援給付システム」からオンラインで申請する

1の確認の結果、自分が給付対象となる可能性がある場合は

「ぐんま学び支援給付システム」からオンラインで申請

してください。（オンライン申請には、**保護者全員**のマイナンバーカードが必要です。）

申請期限は**令和7年9月30日（火）（厳守）**となりますので、希望される方は期限までに、別紙「奨学のための給付金（国公立）のご案内」にある**QRコード**から「ぐんま学び支援給付システム」に入って、オンライン申請してください。

（裏面に続きます）

○昨年度通常申請で認定となった方や、1年生で前倒し給付金の認定となった方は、大きく収入や世帯構成が変わらなければ、今年度も認定となる可能性が高いので、忘れずに確認をしてください。

○下にある教育委員会のホームページに詳細な「操作マニュアル」がありますので、申請の際の参考にしてください。

※「ぐんま学び支援給付システム」システムマニュアル等 <https://www.pref.gunma.jp/page/653869.html>

○「ぐんま学び支援給付システム」はアクセスが集中している時など、ログインができなかったり動作が遅かったりすることがあります。

その場合は、少し時間を空けてから試してみてください。

○マイナンバーカードには有効期限がありますので、申請する前に必ず確認してください。

マイナンバーカードの有効期限は、カードの表面に印字されていますので、もし期限が来ていましたら、市区町村の窓口で更新手続きをしてから申請してください。

○なお、令和7年7月2日以降に家計急変した世帯の申請に限り、**令和8年1月30日(金)**まで受け付けます。

3 オンライン申請ができない場合

マイナンバーカードをお持ちでない場合やどうしてもオンライン手続きがうまくできない場合は、高崎工業高等学校ホームページに掲載してある**指定様式を印刷**の上、必要な**添付書類**を添えて、**9月5日(金)**までに事務室へ提出してください。

※様式場所：高崎工業高等学校ホームページ <https://takako-hs.gsn.ed.jp/>

⇒「事務室より」⇒「奨学のための給付金」にあります。

○今年度から紙での申請書類は、高崎工業高等学校ホームページから印刷して提出してください。

○添付書類の取得に時間のかかるものもあるので、早めの準備をお願いします。

○ただし、7月2日以降 に家計急変した世帯の申請に限り、**令和8年1月9日(金)**まで受け付けます。

もしご質問等がある場合は、本校の事務担当まで遠慮なくお電話ください。

高崎工業高等学校 池田
電話：027-323-5450